

宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業績が低迷している市内中小企業者が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けて実施する経営改善計画の策定又は経営改善の実施に当たって必要となる経費を補助することにより、中小企業の経営改善を図り、もって本市の地域経済を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者
- (2) 経営改善計画 金融支援を伴う経営改善に向けた計画であつて、認定経営革新等支援機関の支援を通じて作成するもの
- (3) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定により認定された者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 令和6年4月1日以降に山口県中小企業活性化協議会(以下「協議会」という。)に、国が実施する「経営改善計画策定支援事業」の通常枠での利用申請を行い、「経営改善計画」(以下「計画」という。)を策定済みの事業者であること。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 市税の滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 計画策定に係る支援を受けたもの
- (2) 計画策定後の伴走支援を受けたもの
- (3) 経営者保証解除に係る支援を受けたもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、第9条に規定する補助金交付申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の3月1日から申請年度の2月末日までに完了した事業であって、認定経営革新等支援機関等に支払った費用で、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 計画策定に係る支援を受けたもの 協議会が認定した計画の策定に係る経費のうち、認定経営革新等支援機関に支払った費用
- (2) 計画策定後の伴走支援を受けたもの 協議会が認定した計画策定後、計画内容に応じた伴走支援（モニタリング）で認定経営革新等支援機関に支払った費用
- (3) 経営者保証解除に係る支援を受けたもの 協議会が認定した計画のうち、金融支援を伴い、かつ計画期間終了後に経営者保証解除を目指す計画であって、当該解除に係る金融機関との交渉で弁護士等に支払った費用

(補助金の額等)

第7条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(事業計画の事前提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、協議会に対し経営改善計画策定支援事業等利用申請を行った後、速やかに経営改善計画策定計画書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の計画書を市長に事前に提出済みの者であって、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の実績報告)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算し

て30日を経過した日又は第9条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第10条第1項に規定する交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者には補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- （1）虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- （3）この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- （4）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（補助事業の調査）

第17条 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象事業	補助率	補助上限額
計画策定に係る支援を受けたもの	1／2	100千円
計画策定後の伴走支援を受けたもの	1／2	100千円
経営者保証解除に係る支援を受けたもの	1／2	25千円

※補助金の交付申請については、補助対象事業ごとに、1補助対象事業者当たり1年度1回とする。なお、複数の補助対象事業を同時に実施することは可とする。